

介護保険施設へ入所したときの居住費・食費の費用は自己負担になります。
 ただし、市町村民税非課税世帯の方は、負担限度額認定申請により居住費・食費の
 上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。

認定要件

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯全員が住民税非課税であること。
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること。
- (3) 預貯金等合計額が基準額以下であること。※表1参照。

〈表1 負担段階と負担限度額〉

| 所得の状況 | | 預貯金等の 資産の状況 | ユニット 型個室 | 食費 |
|-------------|--|------------------------------|-------------|--------|
| 第1段階 | ・世帯全員が住民税非課税の方 で、老齢福祉年金受給の人 ・生活保護を受給されている人 | 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 | 820円 | 300円 |
| 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税で本 人の合計所得金額と課税年金収 入額と非課税年金収入額の合計 が年額80万円以下の人 | 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下 | 820円 | 390円 |
| 第3段階 (1) | ・世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合 計が年額80万円を超え120万円 以下の人 | 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下 | 1,310円 | 650円 |
| 第3段階 (2) | ・世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額と課税年金 収入額と非課税年金収入額の合 計が年額120万円を超える人 | 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下 | 1,310円 | 1,360円 |
| 第4段階 | 上記以外の人 | ※具体的な金額は施設の基準により異なる。 | | |

※赤字の部分は、令和3年度制度改正に伴い、見直しが行われた部分です。

※申請には①介護保険負担限度額認定申請書②同意書、

③預貯金（普通・定期）の通帳、有価証券等のコピーが必要になります。

- (1) 銀行名・口座番号・名義人が記載してあるページ
- (2) 最終ページ のコピーを持参してください。